

**土壤汚染対策法及び
大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく
土壤汚染に係る調査・対策の手引き**

3,000㎡以上の土地の形質変更時の手続き（抜粋）

令和5年5月

大阪府環境農林水産部環境管理室

第1章 法及び条例の基本的なしくみ

1-1 法制定の経過及び構成

法は、「土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する」ことを目的として、平成15年2月15日に施行されました。また、法に基づく調査の機会を増やし汚染土壌の搬出規制を強化する等の改正が行われ、平成22年4月1日に施行されました。

平成29年5月19日には、土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大や汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等の改正が行われ、一部※は平成30年4月1日から施行され、その他の改正事項**については、平成31年4月1日から施行されました。

また、令和3年4月1日からカドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの基準値の改正が施行されました。

※ 土地の形質変更の届出・調査に関する規定、有害物質使用施設の設置者への協力、区域指定の解除の情報に関する規定等に関する事項

※※ 調査の猶予中及び操業中の工場・事業場における一定規模以上の土地の形質変更を行う場合の土壌汚染状況調査の実施、臨海部の工業専用地域における届出や自然由来による基準不適合土壌に関するリスクに応じた規制の合理化等に関する事項

法の主な規定及び構成は次に示すとおりです。

1. 対象物質（特定有害物質）・・・揮発性有機化合物、重金属、農薬、PCB等26物質
2. 土壌汚染状況調査の実施・・・有害物質使用特定施設廃止時、調査の猶予中及び操業中の工場・事業場において900㎡以上の土地の形質変更を行う場合並びに3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合で土壌汚染のおそれがある場合等
3. 土壌汚染判明区域の指定・・・要措置区域、形質変更時要届出区域
4. 健康被害の防止措置の実施・・・指示措置、措置命令
5. 汚染土壌の搬出規制・・・汚染土壌搬出届、汚染土壌管理票制度
6. 汚染土壌処理業許可・・・汚染土壌の処理を行う業者の許可

1-2 条例制定の経過及び構成

条例は、平成15年3月に改正し土壌汚染制度に関する規制を加え、平成16年1月1日に施行しました。しかし、増加する自主的な調査や対策に対応できる制度に見直す必要があったこと、平成21年4月に改正された法との整合を図る必要があったことなどから、所要の改正を行い、平成22年4月1日に施行しました。さらに、法や条例に基づく土壌汚染状況調査結果の記録、保管、引継に関する規定を追加し、平成22年11月30日に施行しました。

平成29年5月に公布された改正法との整合を図る観点から条例における規定整備を行い、平成

30年4月1日*及び平成31年4月1日**に施行しました。また、要措置区域における汚染除去等計画の提出等の規定、施設設置者による土地所有者への情報提供等の規定、ダイオキシン類に関する区域指定の申請、自主調査の指針の改訂等について令和元年7月1日に施行し、さらに、調査の猶予中及び操業中の工場・事業場（条例対象施設）において900㎡以上の土地の形質変更を行う際の規定について令和元年10月1日に施行しました。

また、令和3年4月1日からカドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの基準値の改正が施行されました。

※土地の利用履歴等報告の一部省略、有害物質使用届出施設の設置者の調査協力、解除台帳の調製・保管等に関する事項

※※シスー1，2-ジクロロエチレンを1，2-ジクロロエチレンに改正

条例の主な規定及び構成は次に示すとおりです。

1. 対象物質（管理有害物質）・・・法の特定有害物質（26物質）＋ダイオキシン類
2. 土地の利用履歴調査・・・3,000㎡以上（条例に基づく調査の猶予中の工場等の敷地及び法又は条例対象施設が操業中の工場等の敷地においては900㎡以上）の土地の形質の変更時に土地の利用履歴等調査報告の義務付け
3. 土壤汚染状況調査・・・操業中の工場等の敷地（2の対象となる土地を除く）において土地の形質変更を行う場合の調査
4. 調査結果の取扱い・・・法及び条例に基づく土壤汚染状況調査結果の記録、保管、引継義務
5. 土壤汚染判明区域の指定・・・要措置管理区域、要届出管理区域（法と同様の規定）
6. 汚染土壤の搬出規制・・・汚染土壤搬出届、汚染土壤管理票制度（法と同様の規定）
7. 自主調査等の取扱い・・・調査方法、措置及び土地の形質の変更に関する指針の作成及び指導、助言
8. 区域指定の申請・・・自主調査によってダイオキシン類による土壤汚染が判明した際の区域指定の申請
9. 土地所有者等の責務・・・土地造成時に土壤や搬入土砂の汚染状況の把握等（努力義務）
10. 施設設置者の責務・・・有害物質使用特定施設等において使用している有害物質の種類についての土地の所有者等への情報提供

[参考：法及び条例改正の沿革（概要）]

○平成22年4月 法改正法施行

- ①3000㎡以上の土地の形質変更時の届出義務
- ②自主調査からの区域指定申請
- ③指定区域を2種類に分類し各対策等を明確化
- ④汚染土壤適正処理の確保(汚染土壤搬出届出、汚染土壤処理業の許可)等規定

○平成22年4月及び11月 法改正を踏まえ府条例を改正施行

- ①土地の履歴調査内容の明確化、②自主調査等の実施に関する指針指導
- ③汚染土壤の搬出規制の追加、④汚染区域の指定の二区分化
- ⑤土壤汚染状況調査結果の保管及び引継ぎ等を規定

- 平成29年 4月 法施行規則改正施行
 - ①対象物質にクロロエチレンを追加

- 平成30年 4月 法改正法施行
 - ①土地の形質変更の届出に併せて土壤汚染状況調査の報告
 - ②有害物質使用特定施設の設置者の調査協力
 - ③解除台帳の調整・保管等に関する事項等を規定

- 平成30年 4月 法改正を踏まえ府条例を改正施行
 - ①土地の利用履歴等報告の一部省略
 - ②有害物質使用届出施設の設置者の調査協力
 - ③解除台帳の調整・保管等に関する事項

- 平成31年 4月 法改正法施行
 - ①土壤汚染状況調査の規模の見直し
 - ②土壤ガス調査方法の見直し
 - ③自然に由来する汚染のおそれがある場合等の調査方法の見直し
 - ④有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は有害物質使用特定施設が廃止された工場若しくは事業場の敷地における土壤汚染状況調査に関する事項等を規定
 - ⑤要措置区域における汚染除去等計画等に関する事項等を規定
 - ⑥実施措置等に関する技術的基準等の見直し
 - ⑦要措置区域等内における土地の形質の変更の禁止の例外の見直し
 - ⑧臨海部特例区域に関する事項等を規定
 - ⑨認定調査方法の見直し
 - ⑩汚染土壌の搬出に関する事項等の見直し
 - ⑪対象物質のシスー1, 2-ジクロロエチレンを1, 2-ジクロロエチレンに改正
 - ⑫四塩化炭素の分解生成物としてジクロロメタンを追加

- 平成31年 4月、令和元年 7月及び10月 府条例を改正施行
(平成31年 4月①～⑫と同様の規定に加え以下を追加)
 - ①施設設置者による土地の所有者等への情報提供等の規定
 - ②ダイオキシン類に関する区域指定の申請
 - ③土壤汚染に係る自主調査等の実施に関する指針の改訂
 - ④汚染土壌処理業に関する指針の策定

- 令和 3年 4月 法・条例改正施行
 - ①カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンの基準値の改正

- 令和 4年 7月 法改正施行
 - ①一定規模以上の土地の形質の変更に関する届出における添付書類の変更の改正

法及び条例の規制の流れを図1-1に示します。

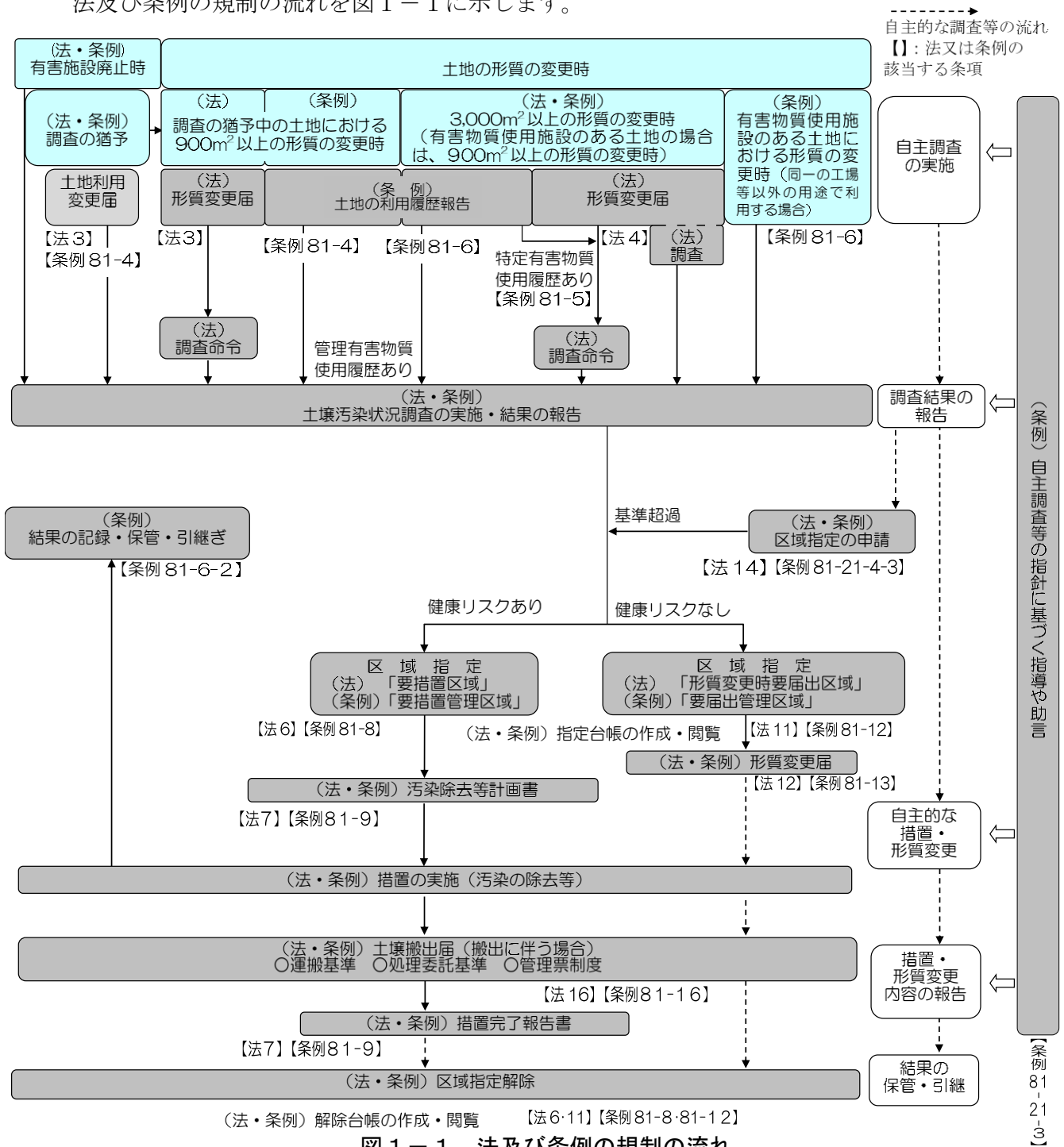


図1-1 法及び条例の規制の流れ

1-3 法と条例の関係

法と異なる条例の主な特徴は、以下の6点です。

- ① 対象物質としてダイオキシン類の追加
- ② ダイオキシン類の基準不適合が判明した土地における区域指定の申請
- ③ 3,000㎡以上 (条例に基づく調査の猶予中の工場等の敷地及び法及び条例対象施設が操業中の工場等の敷地においては900㎡以上) の形質変更を行う土地における利用履歴等調査の義務付け
- ④ 土壤汚染の調査契機として「稼働中の有害物質使用特定施設若しくは届出施設等が設置さ

れている工場敷地における③以外の土地の形質変更時（同一の工場として利用する場合を除く）」及び「有害物質使用届出施設等の廃止時」の追加

- ⑤ 自主調査等の指導・助言（第8章）、土地所有者等の責務（第9章）
- ⑥ 有害物質使用施設設置者による土地所有者等への情報の提供

法及び条例の規制対象の関係は図1-2のとおりです。なお、法と条例において同じ内容の規定がある場合は、法と条例の運用の考え方は同じです。

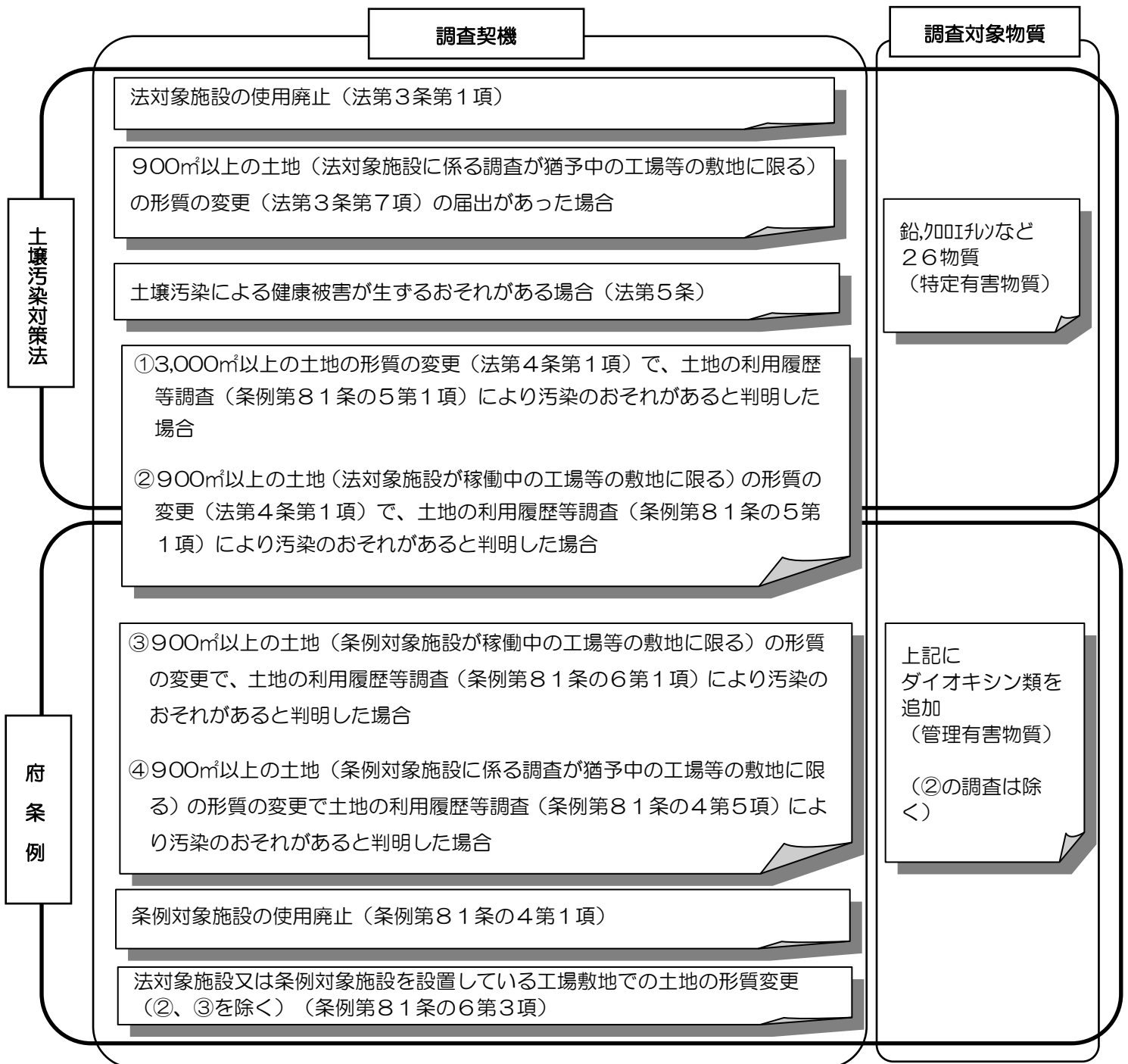


図1-2 法及び条例の規制対象の関係

1-4 法及び条例を所管する市町村

法及び条例に基づく土壌汚染対策に関する事務の窓口は次のとおりとなっています。

なお、(1)及び(2)以外の市町村については、大阪府が窓口となります。

(1) 法に基づく政令市

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、茨木市、八尾市、寝屋川市、東大阪市

(2) 府条例に基づく権限移譲市町村

○以下の市町は池田市が窓口

池田市、箕面市、豊能町、能勢町

○以下の市町は泉大津市が窓口

泉大津市、忠岡町

○河内長野市、富田林市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、阪南市、和泉市、松原市、貝塚市、熊取町、泉佐野市

1-5 法及び条例の対象となる物質等

法の対象となる物質は、土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして法施行令第1条に規定する26物質で、これらを「**特定有害物質**」と定義しています。

条例の対象となる物質は、特定有害物質とダイオキシン類(ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第2条第1項に規定するもの)で、これらを「**管理有害物質**」と定義しています。

特定有害物質及び管理有害物質には、それぞれ、これらの物質によって汚染されている区域を指定する際の基準(土壌含有量基準及び土壌溶出量基準)が規定されています【**法規則31**】【**条例規則48の33**】。

これらの物質名及び基準値を表1-1に示します。

また、カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンは令和3年4月1日施行予定の法施行規則・条例施行規則改正により基準値が変更になりました。

表 1-1 特定有害物質・管理有害物質及び基準値

分類	項目	含有量基準（指定基準） (mg/kg)	溶出量基準（指定基準） (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)		
管理有害物質（府条例）	特定有害物質（法）	揮発性有機化合物 （第一種特定有害物質）	クロロエチレン （塩化ビニルモノマー）	—	0.002以下	0.02以下
			四塩化炭素	—	0.002以下	0.02以下
			1,2-ジクロロエタン	—	0.004以下	0.04以下
			1,1-ジクロロエチレン （塩化ビニリデン）	—	0.1以下	1以下
			1,2-ジクロロエチレン	—	0.04以下	0.4以下
			1,3-ジクロロプロペン（D-D）	—	0.002以下	0.02以下
			ジクロロメタン（塩化メチレン）	—	0.02以下	0.2以下
			テトラクロロエチレン （パークロロエチレン）	—	0.01以下	0.1以下
			1,1,1-トリクロロエタン	—	1以下	3以下
			1,1,2-トリクロロエタン	—	0.006以下	0.06以下
			トリクロロエチレン	—	0.01以下	0.1以下
			ベンゼン	—	0.01以下	0.1以下
			特定有害物質（法）	重金属等 （第二種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム45以下
	六価クロム化合物	六価クロム250以下			六価クロム0.05以下	六価クロム1.5以下
	シアン化合物	遊離シアン50以下			シアンが検出されないこと	シアン1以下
	水銀およびその化合物 うちアルキル水銀	水銀15以下			水銀0.0005以下	水銀0.005以下
					検出されないこと	検出されないこと
	セレン及びその化合物	セレン150以下			セレン0.01以下	セレン0.3以下
	鉛及びその化合物	鉛150以下			鉛0.01以下	鉛0.3以下
	砒素及びその化合物	砒素150以下			砒素0.01以下	砒素0.3以下
	ふっ素及びその化合物	ふっ素4000以下			ふっ素0.8以下	ふっ素24以下
	ほう素及びその化合物	ほう素4000以下	ほう素1以下	ほう素30以下		
	特定有害物質（第三種）	農薬等 （第三種特定有害物質）	シマジン（CAT）	—	0.003以下	0.03以下
			チオベンカルブ（ベンチオカーブ）	—	0.02以下	0.2以下
			チウラム	—	0.006以下	0.06以下
			PCB（ポリ塩化ビフェニル）	—	検出されないこと	0.003以下
			有機りん化合物 （パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNIに限る。）	—	検出されないこと	1以下
	ダイオキシン類		1000pg-TEQ/g以下	—	—	

（注） 土壌含有量基準：有害物質が含まれる汚染土壌を直接摂取することによるリスクに係る基準
 土壌溶出量基準：有害物質が含まれる汚染土壌からの有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクに係る基準
 mg/kg（土壌1キログラムあたりミリグラム） mg/L（検液1リットルあたりミリグラム）
 pg-TEQ/g（土壌1gあたりピコグラム〔2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジシノン毒性換算値〕）

※カドミウム及びその化合物並びにトリクロロエチレンは、令和3年4月1日施行予定の法・条例施行規則改正により基準値が変更になりました。

過去の基準値改正

- ・1,1-ジクロロエチレンは、平成26年8月の法施行規則改正、同年10月の条例規則改正により基準値が改正されました。
- ・クロロエチレンは、平成28年3月に法施行令及び施行規則が改正され、平成29年4月1日より追加されました。
- ・1,2-ジクロロエチレンは、平成31年4月1日にトランス-1,2-ジクロロエチレンが追加されたことによりシス-1,2-ジクロロエチレンから改正されました。

第4章 3,000㎡以上の土地の形質の変更を行うとき

(第2章、第3章に該当する場合を除く)

土地の所有者等は、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合、汚染のおそれがあれば、土壤汚染状況調査が必要となります。

土地の形質変更時の調査については、土地の形質の変更をしようとする者（以下、「土地の形質変更者」という。）が先に当該土地の利用履歴等調査を行い、形質変更に着手する30日前までに知事に報告します。公的な届出資料や履歴等調査報告書等により、特定有害物質による土壤汚染のおそれがある場合には法に基づき、またダイオキシン類による土壤汚染のおそれがある場合は条例に基づき、土地所有者等が土壤汚染状況調査を実施します【法4】【条例81の5_1項】。調査の方法については、「第5章 土壤汚染状況調査の方法」において説明します。

土地の形質変更者とは

具体的には、その施行に関する計画の内容を決定する者であり、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当します。また、工事の請負の発注者と受注者の関係では、その施行に関する計画の内容を決定する責任をどちらが有しているかで異なりますが、一般的には発注者が該当します。（法施行通知）

4-1 対象となる形質変更行為

(1) 土地の形質変更の定義

土地の形質の変更は、法及び条例ともに同じ定義で、以下の行為を除く「土地の形状を変更する行為全般」をいいます【法規則25】【条例規則48条の27】。

- 軽易な行為で次のいずれにも該当しない行為（図4-1参照）
 - イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること
- 農業を営むために通常行われる行為であって、土壤を区域外へ搬出しない行為
- 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壤を区域外へ搬出しない行為
- 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- すべて盛土の土地の形質変更
- 知事が土壤汚染状況調査に準じた方法により調査した結果、特定有害物質による汚染がないと判断し、法規則第25条第5号の規定により届出対象外の区域として指定した土地において行われる土地の形質の変更

※土地の形質変更の目的を問わず、土地の形状を変更させるすべての行為が土地の形質変更該当します。例えば建物解体や地下構造物撤去、文化財調査なども、土地の形質変更を行う場合は対象となります。

※法及び条例における『土地の形質の変更』の定義については、都市計画法等とは異なります。このため、開発許可が不要な事業であっても本条例の対象となる可能性があります。

※舗装の工事についても土地の形質変更とみなされます。

※水面の埋立は土地の形質変更には該当しません。ただし、河川敷等、常時水面ではない土地の埋立は土地の形質変更
に該当します。

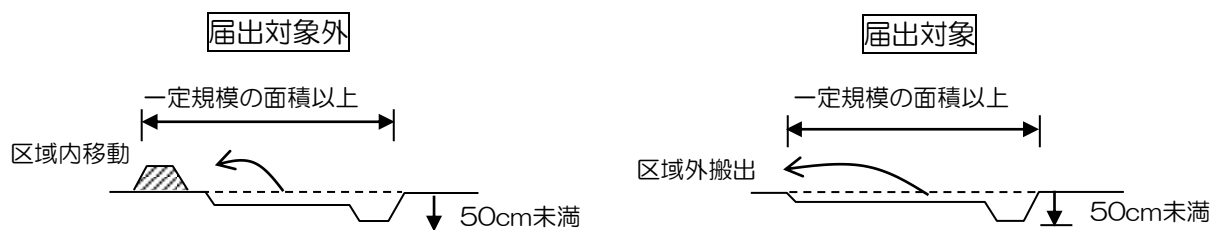
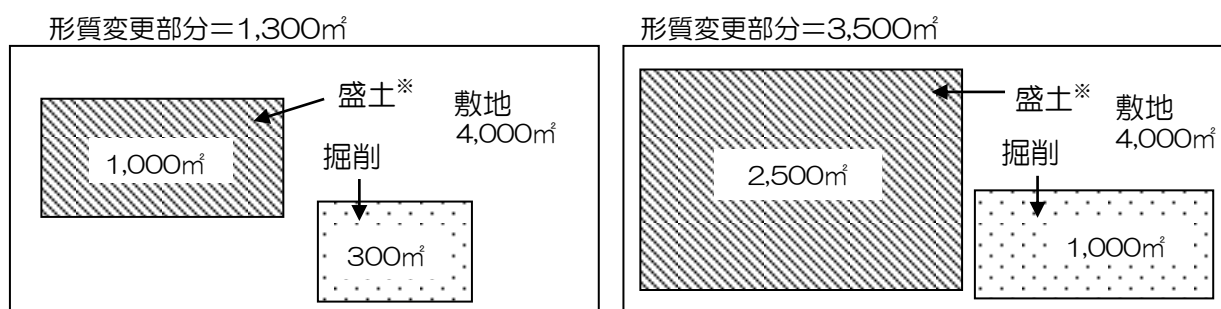


図 4 - 1 土地の形質変更届出対象の判断例

(2) 土地の形質の変更の考え方

土地の形質を変更する面積とは、法及び条例ともに、土地の形質変更が行われる敷地の面積ではなく形質変更が行われる部分の合計面積を意味します。



※外部から搬入した土砂による盛土を含む。

図 4 - 2 土地の形質変更の面積の算出例

4 - 2 土地の形質変更届出

3,000m²以上の土地の形質変更を行う場合は、土地の形質変更者は、形質変更に着手する30日前までに、法第4条1項に基づき形質変更届を提出する必要があります【法様式6】。前もって、法に基づく土壤汚染状況調査を実施した場合、法第4条1項に基づく形質変更届の提出に併せて、調査の実施結果を提出することができます【法4_2項】。

届出の義務は、土地の形質変更者（工事として実施される場合は一般的には発注者）にあります。届出者となる土地の形質変更者は、原則として工事受注者ではない点にご注意ください。土地の形質変更者が土地の所有者等と異なる場合は、土地の形質変更者は土地の所有者等に対して、届出を行うことにより法に基づく対応が必要になる場合があることを説明する必要があります。なお、前もって、法に基づく土壤汚染状況調査を実施する場合、土地の形質変更者が土地の所有者等と異なる場合は、土地の所有者等全員に書面による同意を得る必要があります。

3,000m²以上の土地の形質変更を行う場合の手続きについて、図4-3に示します。法第4条第1項に基づく土地の形質変更届出については、法に定める様式に記入するとともに、次

の図面又は書類を添付する必要があります。

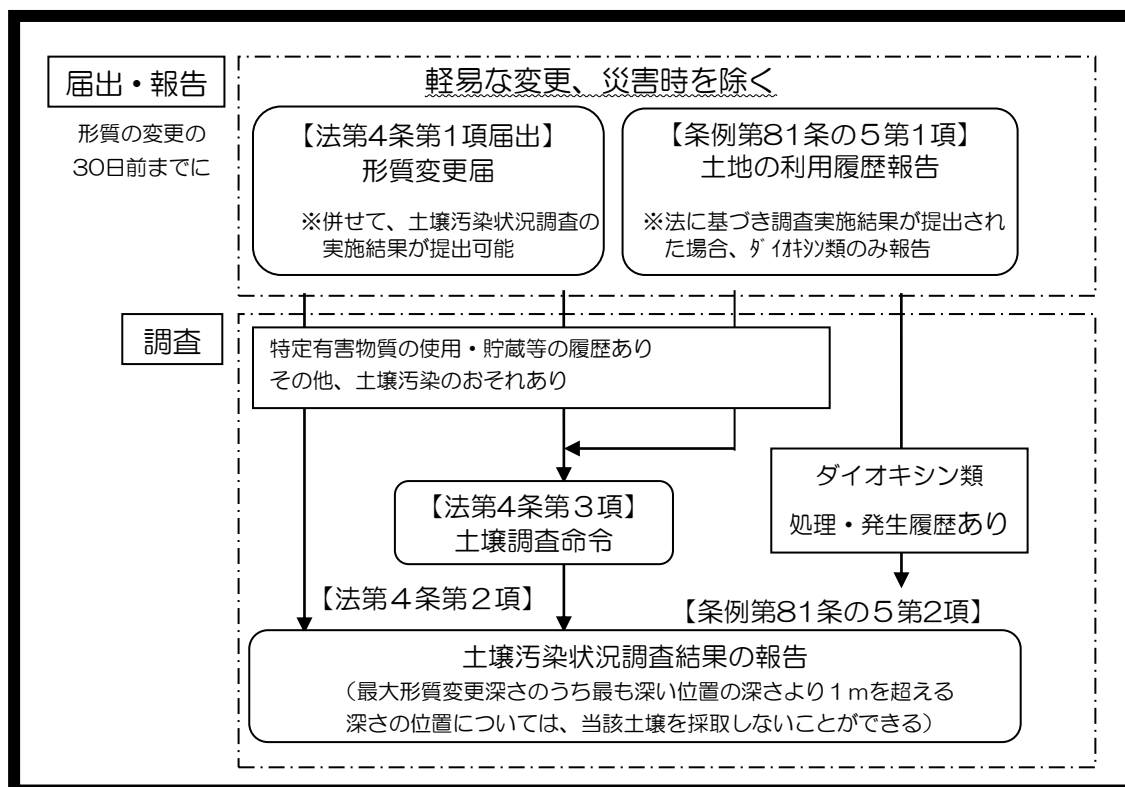


図4-3 3,000m²以上の土地の形質変更を行う場合の手続き

(1) 土地の形質変更場所を示す図面

敷地内において土地の形質変更(盛土又は掘削)を行う場所を明らかにした平面図、立面図、断面図を添付してください。図面は、以下の内容を満たすものとしてください。

- ・ 現況図には形質変更が行われる範囲と敷地範囲を示すとともに、正確な土地形状がわかるよう、標高、縮尺、方角、建物等の構造物の位置、隣接地・接する道路との関係、舗装範囲等を図示してください。
- ・ 形質変更実施図(施工図等)には、形質変更の方法がわかるよう、掘削部分(舗装の工事も含む)
- ・ 盛土部分の区別を着色等により示すとともに、掘削する部分の深度を示してください。
- ・ 掘削後に埋め戻す場合(地下配管工事等)は、最も深く掘削する時点の形状を示してください。

(2) 土地の登記事項証明書等土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

土地の形質変更者と土地の所有者等が異なる場合には、土地の登記事項証明書等土地の所有者等の所在が明らかとなる書面を添付してください。なお、開発許可対象の場合は当該開発行為についての同意書の写しでも可能です。

さらに、土地の形質変更者は土地の所有者等に対して、土地の形質変更届出を行うことにより、土壤汚染状況調査が土地所有者に義務付けられる可能性があり、土壤汚染が判明した場合には区域指定を受け、汚染の除去等の措置が義務付けられる可能性があることを十分説明してください。(大阪府においては、この説明を行ったことを示す書面(参考様式1または2)を

提出いただきますようお願いしています。里道、水路等の法定外公共物については、管理者である市町村との間で工事の実施について同意に達していることを示す資料（都市計画法第32条協議等）をこの説明を行ったことを示す書面とみなすことができます。詳細は所管自治体にお問合せください。）

4-3 土地の利用履歴等調査結果報告

土地の形質変更者は、形質変更に着手する30日前までに、法第4条第1項に基づき形質変更届を提出するとともに、条例第81条の5第1項に基づき当該土地の利用履歴等について調査し、その結果を知事に報告する必要があります【条例様式23の8】。法に基づく土地の形質変更届に併せて、法第4条第2項に基づき土壤汚染状況調査の実施結果を提出される場合は、ダイオキシン類に限り、当該土地の利用履歴等の報告が必要になります【条例規則48条の25】。

報告する義務は、土地の形質変更者にあります。届出者及び報告者となる土地の形質変更者は、原則として工事受注者ではない点にご注意ください。

なお、3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う範囲内に、形質変更時要届出区域が存在する場合、当該区画は法第4条第1項の届出対象外（法第12条第1項の届出対象）となりますが、形質変更時要届出区域についても土地の利用履歴報告は必要であり、ダイオキシン類の調査義務の有無について条例第81条の5第1項に基づき判断されます。

(1) 土地の利用履歴等の調査を行う範囲

土地の利用履歴等の調査は、掘削深度に関わらず形質変更の対象となる土地の全体について行います。

ただし、焼却炉の設置や、継続的かつ大規模な屋外焼却など、大気中に排出するかたちでダイオキシン類を発生させた履歴については、形質変更を行う土地を含む工場等の敷地であった土地の範囲について調査を行ってください。

(2) 調査の内容

調査に当たっては、報告すべき情報を把握しているにもかかわらず報告しなかった情報が判明した場合には、虚偽報告（違反時には適正な報告の勧告、勧告違反の場合は氏名等公表）となりますので、調査は正確を期し、把握した情報は確実に報告してください。過去に工場があった場合など調査内容が複雑な場合は、必要に応じて知見を有する調査会社に委託する等、正確な調査ができるよう配慮してください。

【土地の利用の履歴】

当該土地の過去に渡る工場・事業場の存在、埋設廃棄物の有無等の利用の履歴について、過去の住宅地図や航空写真、登記簿謄本（土地、建物、商業）、関係者からの聞き取り等により調査します。

調査は、農用地・山林が出現するまでさかのぼることとします。住宅地図や航空写真等の資料、関係者からの聞き取り等により農用地等までさかのぼって確認できない場合は、閉鎖登記

簿謄本や旧土地利用台帳などを参考に土地の利用形態を確認します。

廃棄物の埋設の有無に関しては、航空写真による地形の変化などから可能性を把握するとともに、現地での目視による状況調査や周辺住民への聞き取り調査等により確認します。また、廃棄物処理法第15条の17の規定に基づく「地下に廃棄物がある土地の指定」の有無についても確認してください（大阪府または大阪市、堺市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、八尾市、寝屋川市、東大阪市の廃棄物担当部署において指定区域の台帳を閲覧できます）。

【工場・事業場における管理有害物質の使用等の履歴】

土地の履歴調査により、工場・事業場の存在が確認された場合には、次の方法により管理有害物質の使用等の履歴について把握します。

- ① 土地の所有者等関係者への聞き取りや大阪府工場便覧、商業登記簿謄本、社報などにより業種の特定を行います。
- ② 工場・事業場において、水質汚濁防止法の特定施設、大阪府生活環境の保全等に関する条例の届出施設、ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設について、大阪府または各法令の権限を有する市町村の環境担当窓口において、届出の有無を確認します。下水道に排水を放流している事業場については、各市町村の下水道担当窓口において届出の有無を確認します。
- ③ ②のほか、業種から管理有害物質の使用の可能性が考えられる場合、製造工程の管理者・作業員、又は工場の責任者からの聞き取り、設備の台帳や管理の記録から管理有害物質の使用及び種類を確認します。聞き取りを行う際は、管理有害物質を使用する管理者、工場長等責任のあった者を含む複数の者を対象として聞き取り調査票（参考様式3）に基づき、実施します。

なお、焼却炉の設置や屋外焼却の履歴については、業種によらず調査を行ってください。

【埋設廃棄物に関する履歴】

土地の履歴調査により、工場・事業場の存在、又は廃棄物の埋設の事実が確認された場合には、埋設時期の土地の所有者（登記簿謄本などから特定）又は近隣の住民から、埋設した時期、廃棄物の性状（管理有害物質含有の有無）、埋設の範囲などを聞き取りにより確認します。

含まれていた管理有害物質の種類が不明の場合は廃棄物層の調査を行います。廃棄物層の調査は、以下を参考に実施してください。

廃棄物層の調査の方法

<基本的な考え方>

(1) 廃棄物の内容物が確認されている場合

過去の調査や発生工程等の資料により、廃棄物に含まれる（可能性のある）管理有害物質が確認されている場合は、当該有害物質を土地利用履歴等報告書に記載する。

廃棄物に管理有害物質が含まれる可能性がない場合（以下の例参照。）には、当該廃棄物には管理有害物質が含まれない旨を土地利用履歴等報告書に記載する。

例：がれき類等安定型産業廃棄物など特定有害物質の溶出のおそれが無い場合、または建設系廃棄物の木くず、紙くずなど性状から特定有害物質を含まないことが明らかな場合

過去の資料等から、発生工程において特定有害物質を使用していないことが明らかな場合

当該廃棄物の過去の分析結果において特定有害物質を含まないことが明らかな場合 等

(2) 廃棄物の内容物が不明の場合

原則として廃棄物層の調査を行うものとする。

調査の結果、廃棄物層底部及び滞留水にて管理有害物質が基準（土壌については溶出量基準及びダイオキシン類含有量基準、滞留水については地下水基準）を超えなければ、土地利用履歴報告書には使用等された管理有害物質は「無し」と記入する。

調査の結果、基準を超えた場合、その物質を土地利用履歴報告書に使用等された管理有害物質として記入する。

<廃棄物層の調査方法>

■調査区画 900㎡に1地点の調査を行う。

ただし、廃棄物の埋設状況が均質と考えられるなどの場合には、廃棄物層が最も厚いと考えられる地点など、廃棄物層の性状を代表すると考えられる1地点のみにおける調査も可とする。

■対象物質 廃棄物の性状等から想定される物質とする。

物質の想定が困難であれば、第一種特定有害物質（1,3-ジクロロプロペンを除く。）及び第二種特定有害物質とする。ただし焼却残渣（焼却灰・燃え殻）については、第二種特定有害物質（ふっ素、ほう素を除く。）及びダイオキシン類とする。

■調査方法 ●廃棄物層内に滞留水がある場合は、廃棄物層底部の水質の調査を行う。

●廃棄物の溶出量調査・ダイオキシン類含有量調査は廃棄物層底部にて行う。

●揮発性有機化合物の場合は、廃棄物層表層からガス調査を行い、検出されなければ調査終了。検出されれば、検出された物質について上記と同様に、廃棄物の溶出量調査を廃棄物層底部にて行う。

■分析方法

●廃棄物層について

産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年2月17日環境庁告示第13号）を用い、土壌の溶出量基準値と比較する。ただし、ふっ素、ほう素の分析は、同告示の手法で検液を作成し、法に定める土壌の分析方法を適用する。

焼却残渣については、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法（平成4年7月3日厚生省告示第192号）を適用する。

●滞留水について

法に定める地下水の検定方法により調査し、地下水基準値と比較する。

(3) 過去の土壤汚染に係る調査の実施状況

土地所有者への聞き取りなどにより過去の土壤汚染調査の実施の有無を把握し、土壤汚染調査結果がある場合はその報告書を入手し調査結果を把握します。

過去に実施した調査結果の存在を把握しているにもかかわらず、調査の有無を「無し」として報告した場合は、虚偽の報告として条例違反となりますのでご注意ください。

(4) 土地の利用履歴等調査結果報告書の作成

土地の利用履歴等調査結果について、【様式23の8】により報告します。調査結果の詳細は以下のとおり調査結果報告書としてとりまとめます。

【土地の利用の履歴】

土地の利用の履歴について、履歴の根拠とした住宅地図や航空写真、登記簿謄本などを明確に示したうえで報告書に添付し、年表形式で整理します。

【工場・事業場における管理有害物質の使用等の履歴】

工場・事業場の有無を記載します。

工場・事業場が有る場合は、その名称及び業種を記載します。また、管理有害物質の使用の履歴がある場合は、わかる範囲内で管理有害物質の種類ごとに使用等の状況（場所、時期、使用方法）を記載します。

廃棄物焼却炉（ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設と同等以上の規模のもの）やダイオキシン類を含む可能性がある排水の処理施設が設置されていた場合には、使用等されていた管理有害物質の種類は「ダイオキシン類」とし、その規模（焼却能力または火床面積）等についても調査して資料を添付します。

管理有害物質に関する事故があれば、その時期や場所、事故により排出された有害物質の種類などについて記載します。

【埋設廃棄物に関する履歴】

埋設廃棄物の有無を記載します。

廃棄物が埋め立てられていた場合は、その時期、場所、廃棄物の性状（廃棄物層の調査結果を含む）及び含まれている管理有害物質の種類について記載します。

【過去の土壤汚染に係る調査の実施状況】

土壤汚染に係る調査の実施の有無及び調査の実施時期、調査結果の概要、対策状況等について記載してください。また、自然由来汚染または埋立用材由来汚染に関する調査結果等についても、所管自治体（埋立地の場合は埋立事業者）や文献、関係者への聴取等により情報の有無について確認し、情報がある場合には記載してください。

【添付資料】

土地利用履歴の根拠資料として、表4-1に示す資料を添付してください。

参考に、土壤汚染状況調査における地歴調査と、条例に基づく土地の利用履歴等調査との関係について、表4-2に示します。土地の利用履歴調査は、当該土地における土壤汚染状況調査の要否を判断するために必要な情報を調査します。地歴調査は、土壤汚染状況調査を実施する際に、調査対象地について土壤汚染のおそれの区分及び汚染のおそれが生じた位置（深度）を確定するために必要な情報を調査します。

表 4-1 土地の形質変更届出書及び利用履歴等報告書に添付する資料

	種類	留意事項
必須資料	位置図	対象となる土地を明示してください。
	敷地平面図 (現況図、形質変更実施図) 形質変更断面図、立面図等	現況図には形質変更が行われる範囲と敷地範囲を示すとともに、正確な土地形状がわかるよう、標高、縮尺、方角、建物等の構造物の位置、隣接地・接する道路との関係、舗装範囲等を図示してください。 形質変更実施図(施工図等)には、形質変更の方法がわかるよう、掘削部分(舗装工事を含む)・盛土部分の区別を着色等により示すとともに、掘削する部分の深度を示し、必要に応じて断面図を添付してください。 掘削後に埋め戻す場合(地下配管工事等)は、最も深く掘削する時点の形状を示してください。
	土地登記事項証明書等 土地の所有者の等の所在が明らかとなる書面	土地所有者を確認するために必要です。写し可です。 土地登記事項証明書に記載されている土地の所有者が現在の状況と異なる場合は、現在の土地の所有者がわかる書類を合わせて提出してください。 なお、土地の形質変更者と土地の所有者等が異なる場合は、土地の形質変更者は土地の所有者等に対して、土地の形質変更届出を行うことにより法に基づく対応が必要になる場合があることの説明を行ったことを示す書面(資料4(参考様式1または2))を添付してください。
	【土地の形質変更届出書に 土壌汚染状況調査結果を添付する場合】 土地の所有者等の同意書	法第4条第1項に基づく土地の形質変更届出書に法第4条第2項に基づく土壌汚染状況調査結果を添付して提出する場合、土地の形質変更者と土地の所有者等が異なる場合には、土地の形質変更の場所を記載した書面(資料4(参考様式3(自署若しくは押印又は自署・押印がない場合は申出書を添付)))により土地所有者等の同意を得ることが必要です。写し可です。申出書は、土地の所有者等との問題が発生した場合に土地の形質変更実施者が全て責任をもって対処することを申し出る書面です。
	公図	報告の対象となる土地を明示してください。必要に応じて、土地の実測平面図に地番ごとの土地の範囲を記載した図面を併せて添付してください。
利用履歴の根拠として必要な資料を添付	土地の閉鎖登記簿謄本 建物登記簿謄本 等	山林や農地などの土地利用、過去に土地や建物を所有していた事業者名称の根拠等として添付してください。なお、地目は土地の利用実態と異なる可能性があるため、土地利用の根拠資料としては地図や航空写真も併せて添付してください。
	商業登記簿謄本(法人登記事項証明書)、 大阪府工場便覧、社報等	工場・事業場の業種を特定するために添付してください。 大阪府工場便覧は大阪府立中央図書館・中之島図書館にて閲覧できます。
	過去の国土地理院地図 過去の住宅地図	工場の有無、山林や農地等の土地利用の根拠資料として添付してください。大阪府内の住宅地図は概ね昭和30年代以降のものが大阪府立中央図書館・中之島図書館にて閲覧できます。
	過去の航空写真 現況写真	工場の有無、山林や農地等の土地利用の根拠資料として添付してください。 航空写真は概ね昭和20年代以降のものが国土地理院又は国土交通省のホームページにて閲覧できます。 現地調査を行った場合は調査者、調査日、写真撮影位置がわかる資料としてください。昭和52年以降に竣工した公有水面埋立地の場合、埋立着手が昭和52年3月14日の前か後かについてわかる資料を添付してください。
	工場施設配置図、排水経路図、配管図等	有害物質を使用等する施設の有無がわかるものとしてください。 焼却炉については、事業場敷地内における設置場所、及びその周囲の地表の舗装状態がわかるものとしてください。
	工場に関する各種届出書、許可申請書等	水質汚濁防止法、下水道法、条例の公害関係届出施設等の設置届出書、その他有害物質の使用に係る法令関係手続の書類の写しを添付してください。
	関係者の聞き取り調査票	記録方法はP30を参照してください。(資料4(参考様式4))
	各種調査結果	(例)・過去の土壌汚染調査結果 ・廃棄物の内容等(廃棄物処理法に基づく廃棄物が地下にある土地の指定台帳により確認可能)、及び含まれている管理有害物質の調査 ・埋立土砂、造成用搬入土の汚染状況の調査結果及び埋立施工記録等 ・当該地域における自然由来土壌汚染の調査結果、及び地質調査結果(自然由来汚染のある地層の分布状況を示すもの)等
その他必要な書類	上記の資料のほか、土壌汚染のおそれの有無を判断するにあたり必要と考えられる資料を適宜添付してください。	

※写真・地図等を複製して利用する場合は著作権法上問題が無いようにしてください。

表 4-2 土壤汚染状況調査の地歴調査と土地の利用履歴等調査との関係

調査内容	土地の利用履歴調査	地歴調査 (指定調査機関が実施)
土地利用履歴	○	○
有害物質の使用等の履歴	○	○
廃棄物の有無及びその性状等	○	○
過去の土壤汚染に関する調査結果	○	○
地表の高さの変更等に関する資料 (造成工事記録、開発許可関係書類等)		○
有害物質の埋設・飛散・流出・地下浸透に関する資料 (流出事故記録等)	○ ※1	○ ※2
有害物質の製造・使用・処理に関する資料 (施設構造図、配管・排水経路図、製造工程等)	○ ※1	○ ※2
有害物質の貯蔵・保管に関する資料	○ ※1	○ ※2
その他土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報	○ ※1	○ ※2

※1 調査対象の土地において土壤汚染のおそれがある土地の有無を判断するための資料
(調査対象の土地において有害物質が使用等されたか否かがわかれば可です。)

※2 調査対象の土地の内部において土壤汚染のおそれの区分を行うために必要な資料
(調査対象の土地の中のどこで有害物質が使用等されたかがわかることが必要です。)

(5) 形質変更を着手後に新たな履歴が判明した場合

形質変更に着手した後に、新たに法対象施設等や廃棄物の存在が判明したこと等により、事前を知ることでできなかった履歴が判明した場合には、当該土地の利用履歴等調査結果に追加して、再提出する必要があります。

(6) 廃棄物最終処分場の取扱い

新たに廃棄物最終処分場を設置するために土地の形質変更を行う場合は、当該行為が3,000㎡以上の土地の形質変更(盛土・埋立のみの場合を除く)に該当すれば、法の形質変更届出及び条例の土地の利用履歴等報告の対象になります。

埋立が終了し、竣工した廃棄物最終処分場(廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設として廃止されていない場合を含む)において、3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、法の形質変更届出及び条例の土地の利用履歴等報告の対象になります。

なお、廃棄物最終処分場における廃棄物の埋立行為は、掘削を伴わないため、法及び条例に基づく形質変更の手続きの対象にはなりません。

また、土地の掘削により廃棄物が生じた場合は、廃棄物処理法に基づき適正に処理してください。

土地の利用履歴等調査報告書の作成例

土地の利用履歴等調査結果報告書

1. 件名 ○○マンション建設計画
2. 調査地 大阪府○○市○○町○番（地番）
地目 宅地
敷地面積 4,000㎡
今後の土地利用 共同住宅建設予定（敷地平面図参照）

3. 土地利用等履歴概要

○対象地の土地利用状況

登記簿、写真、地図、現地調査により調査を実施した。結果は次表のとおり。

年代	土地利用方法	所有者	地目	根拠資料
S30～50年頃	××市の一般廃棄物処分場	××市	田	航空写真、住宅地図、登記簿謄本
S50年～H5年	○○工業(株)の○○メッキ工場が操業	○○工業(株)	宅地	登記簿謄本、住宅地図、登記簿謄本
H5年～現在	H5年に工場を撤去し、以降、更地	H5～16年 △△不動産 H16～現在 ○○(株)	宅地	住宅地図、航空写真、登記簿謄本

○管理有害物質の使用状況

【S30～50年頃 ××市の一般廃棄物処分場】

- ・一般廃棄物の種類 : 家庭用ゴミ（××市○○課△△担当者への聞き取り）
- ・性状 : 泥状（ボーリング調査）
- ・含有管理有害物質 : 鉛・水銀（廃棄物層分析結果添付）

【S50年～H5年 ○○工業㈱】

- ・業種及び製造品 : 金属製品製造業、金属製金網
- ・水質汚濁防止法及び下水道法に基づく特定施設

届出日	施設種類	使用物質等	届出	
			種類	内容
S50. 4. 1	酸又はアルカリによる 表面処理施設	塩酸2%水溶液	水質汚濁防止法 特定施設使用届	施設の設置
	電気めっき施設	六価クロム1%含有		
S60. 3. 21	酸又はアルカリによる 表面処理施設	塩酸2%水溶液	水質汚濁防止法 特定施設変更届	使用の方法 の変更
	電気めっき施設	鍍金材：亜鉛3%含有		
H1. 2. 28	酸又はアルカリによる 表面処理施設	塩酸2%水溶液	下水道法 特定施設使用届	下水接続
	電気めっき施設	鍍金材：亜鉛3%含有		
H5. 8. 30	酸又はアルカリによる 表面処理施設	塩酸2%水溶液	下水道法 特定施設廃止届	廃業のため 施設廃止
	電気めっき施設	鍍金材：亜鉛3%含有		

- ・関係者への聞き取り（別添調査票参照）

S50～60年頃まで鍍金槽で六価クロム含有鍍金材を使用し、S60年以降亜鉛鍍金材に変更。その他、廃棄物の埋設、焼却炉の設置、PCB廃棄物の保管、事故による管理有害物質の飛散の情報は無し。

○自然由来汚染についての情報

所管自治体への確認、及び土地所有者への聴取の結果、自然由来汚染についての情報（当該地または近隣における土壤汚染状況調査結果、地質調査結果等）は無し。

○水面埋立土砂由来汚染についての情報

埋立事業者、所管自治体、隣接土地の管理者等への聴取の結果、水面埋立土砂由来汚染についての情報（当該地または近隣における土壤汚染状況調査結果、地質調査結果、埋立施工区画及び埋立時期、埋立材受入時の汚染に関する情報）は無し。

4. 土壤汚染の可能性等の所見

年代	土地利用方法	土壤汚染の可能性等	根拠資料
S30～50年頃	××市の一般廃棄物処分場	廃棄物層に鉛、水銀が含有しており、「汚染のおそれあり」	廃棄物層分析結果
S50年～H5年	○○工業㈱の○○メッキ工場が操業	S50～S60年ごろ、鍍金材に六価クロム含有しており、「汚染のおそれあり」	関係者聞き取り調査票 鍍金材成分表
H5年～現在	H5年に工場を撤去し、以降、更地	汚染のおそれあり	—

以上の土地利用履歴等調査の結果、対象地は鉛、水銀（S30～50年頃 ××市の一般廃棄物処分場）、六価クロム化合物（S50年～H5年 ○○工業㈱）の汚染の可能性が考えられ、他の管理有害物質による土壤汚染のおそれはないものと判断する。

工場・事業場における管理有害物質の使用等聞き取り調査票

対象となる工場・事業場の名称及び業種	〇〇工業株式会社（金属製品製造業）	
実施日	××年 ×月 ×日（月）	
ヒアリング実施者	〇〇調査会社 △△ △△	
ヒアリング対象者の役職・氏名等	〇〇工業株式会社 工場長 〇〇 〇〇	
ヒアリング対象者の選定理由	対象事業所の工場長であり、操業内容を十分把握しているため	
ヒアリング内容	ア 主な製造製品及び製造工程	
	製品： 金属製金網 工程： 原料－表面処理－水洗－鍍金－水洗	
	イ 管理有害物質の種類	
	管理有害物質の種類（使用していた原材料や薬品）	・六価クロム（鍍金材：成分表添付）
	ウ 管理有害物質の取り扱い状況	
	・使用・保管場所 ・使用時期・使用方法	・S50～60年頃まで鍍金槽で使用。S60年以降亜鉛鍍金材に変更。 ・焼却炉は設置していない。PCB廃棄物は保管していない。
	エ 管理有害物質の排出状況	
	・排ガス、排水等の状況及び処理施設の概要 ・廃棄物の埋め立て状況	・表面処理、鍍金後の水洗槽からの排水を中和処理後、放流 ・廃棄物の埋め立てはない。
	オ 管理有害物質に係る事故の状況	
	無し	
カ 過去の土壌汚染状況調査の実施状況		
無し		
キ 自然由来汚染、水面埋立土砂由来汚染に関する情報		
無し		

※参考資料がある場合は添付してください。

4-4 形質変更を行う場合の土壤汚染状況調査

(1) 特定有害物質の調査

条例第81条の5第1項に基づく土地の利用履歴等調査結果の報告を受けた場合、知事は、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地（法施行規則第26条）に該当するかどうかについて、本履歴報告やその他の公的書類から判断します。法施行規則第26条に該当する場合には、知事は法第4条第3項に基づき、土地の所有者等に対し、土地の掘削部分において土壤汚染状況調査を実施するよう命令します。命令を受けた土地の所有者等は、指定調査機関に土壤汚染状況調査を実施させ、その結果を知事に報告する必要があります【法様式7】。

(2) ダイオキシン類の調査

土地の利用履歴等調査やその他の公的書類から、廃棄物焼却炉やパルプ製造等の施設が過去に設置されていた場合や、ダイオキシン類を含む廃棄物等を処理していた場合等（下記参照）は、土地の所有者等は、条例第81条の5第2項の規定により、土地の形質変更（掘削及び盛土）を行う部分においてダイオキシン類の土壤汚染状況調査を指定調査機関に実施させ、その結果を知事に報告する必要があります【条例様式23の9の2】、【条例様式23の9の3】。

ダイオキシン類の調査の要否等については、所管自治体に確認してください。

ダイオキシン類の調査が必要な土地

以下のいずれかに該当する土地であること。

- ① ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設に相当する施設のうち、ダイオキシン類を発生する種類のものが稼動していた土地
例：ダイオキシン類対策特別措置法施行前に廃止された焼却能力50kg/hの廃棄物焼却炉はダイオキシン類対策特別措置法対象施設に相当する規模の施設であるため、対象。
ダイオキシン類を含む排水を処理しない終末下水処理場は、ダイオキシン類を発生しないため対象外。
- ② 廃棄物処理法に規定する特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物（液体で100pg-TEQ/L超過、その他は3ng-TEQ/g超過）に相当する濃度のダイオキシン類を含む廃棄物を継続的に処理していた土地（大規模かつ継続的な野焼き行為が行われていた場合はこれに該当すると判断してください）。
- ③ 埋立廃棄物が土壌と直接接しており、当該廃棄物中のダイオキシン類が1,000 pg-TEQ/gを超過している土地
- ④ 土壌調査により、ダイオキシン類が指定基準に適合しないことが判明している土地
- ⑤ 水面埋立土砂由来のダイオキシン類の土壤汚染のおそれがある土地（過去に水面埋立土砂由来と判断される調査結果がある場合、又はダイオキシン類汚染のある水面埋立土砂が使用され、調査対象地に同じ性状の水面埋立土砂が分布していることが明らかであること等）ただし、以下のいずれかに該当する土地は除く。
 - ① 排ガスを排出する施設、または固形廃棄物を継続的に処理していた場合において、地表にコンクリート等の舗装が施されていた土地
 - ② ダイオキシン類による土壤汚染の除去措置が行われた土地
 - ③ 調査によりダイオキシン類による汚染が無いことが確認されている土地

(3) 試料採取等対象物質

調査の対象となる土地における土壌汚染のおそれを把握するため、過去の土壌汚染状況調査の結果や、管理有害物質の埋設、地下浸透、使用、貯蔵等の履歴、自然由来や水面埋立土砂由来の汚染に関する情報等について地歴調査を行い、その結果を踏まえて調査対象物質を選定する必要があります。

なお、特定有害物質については、試料採取等対象物質は知事が法第4条第3項に基づき調査するよう命じた物質のみとすることができますが、当該命令対象の物質以外に汚染のおそれのある物質が判明した場合は、それらの物質も調査の対象としてください。

(4) 調査対象範囲

土壌汚染状況調査の対象範囲は、最大形質変更深さのうち最も深い位置の深さより1mを超える深さの位置については、当該土壌を採取しないことができます。

(5) 調査結果の報告の期限

当該土地において法第4条第3項の調査命令が発せられた場合は、当該命令に記載された期日（原則として120日程度）までに土壌汚染状況調査結果を報告しなければなりません。

条例第81条の5第2項に基づくダイオキシン類の調査が必要な場合、報告期限について条例の規定はありませんが、各所管自治体の指導に従い一定の時期までに報告することとしてください。

(6) 土地の形質変更の着手について

法第4条第3項に基づき調査命令を受けた場合、または条例に基づく土壌汚染状況調査が必要な場合には、当該調査を終了し、所管自治体に調査結果を報告して内容の確認を受けるまで、土地の形質変更には着手しないでください。

調査の結果、特定有害物質または管理有害物質によって汚染されている土地と評価された場合には、当該土地は要措置区域等又は要措置管理区域等として指定され、形質変更や汚染土壌の搬出について規制を受けることとなります。その場合は、区域の指定を受け、要措置区域等又は要措置管理区域等に係る形質変更届出等の必要な手続を経るまで、土地の形質変更には着手しないでください。

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

提出日

〇〇年 〇〇月 〇〇日

都道府県知事 殿
(市長)

- ・土地の形質変更者。（工事の場合は通常は発注者が該当。）
- ・土地の所有者と形質変更者が異なる場合は、登記事項証明書等土地所有者等の所在が明らかとなる書面を添付。

届出者 大阪府〇〇市〇〇町〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

土壤汚染対策法 第3条第7項 第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、

次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	大阪府〇〇市〇〇町〇番	
	※地番で標記	
土地の形質の変更の場所	別紙1のとおり（敷地平面図参照）	
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	3,500㎡ 最大掘削深度：1.5m	提出日の30日後以降とする必要があります。
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年△△月〇〇日	
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称	[斜線]
	工場又は事業場の敷地であった土地の所在地	
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称	△△電機(株)
	有害物質使用特定施設の種類の	酸塩基表面処理施設
	有害物質使用特定施設の設置場所	大阪府〇〇市〇〇町〇番
	特定有害物質の種類	六価クロム

該当しない欄は斜線で消してください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5第1項の土地の利用履歴等調査結果報告書

提出日

〇〇年〇〇月〇〇日

大阪府知事 様

・土地の形質変更者。（工事の場合は通常は発注者が該当。）
 ・土地の所有者と形質変更者が異なる場合は、登記事項証明書等土地所有者等の所在が明らかとなる書面を添付。

報告者 住所 大阪府〇〇市〇〇町〇番〇号
 氏名 〇〇株式会社
 代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の5第1項の規定により、次のとおり報告します。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	大阪府〇〇市〇〇町〇〇番 ※地番で標記
土地の形質の変更の場所	別紙1のとおり（敷地平面図参照）
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ	<p>掘削と盛土の合計面積</p> <p>3,500㎡</p> <p>形質の変更を行う 敷地の全体の面積：4,000㎡ (掘削部分の面積：3,200㎡)</p> <p>最大掘削深度 1.5m</p>
土地の形質の変更の着手予定日	〇〇年△△月〇〇日
土地の利用の履歴	<p>提出日の30日後以降とする必要があります。</p> <p>S30年から50年頃、××市の一般廃棄物処分場であった。 S50年以降、〇〇工業の〇〇鍍金工場が操業しており、平成5年に廃業。 その後工場は撤去され、更地となり現在に至る。 詳細は別紙報告書のとおり。</p>

管理有害物質の使用等の履歴		有無	有
	工場又は事業場の有無	工場又は事業場の名称及び業種	〇〇鍍金(株) (金属製品製造業)
		使用等されていた管理有害物質の種類	六価クロム
		管理有害物質の使用等の状況 (場所、時期、使用方法)	場所：別紙のとおり 時期：S50年～H5年 使用方法：鍍金用材に使用
	埋設廃棄物の有無	有無	有
		埋設廃棄物の状況 (場所、時期、性状)	場所：別紙のとおり 時期：S30年～S50年頃 性状：汚泥状
		管理有害物質の含有の有無及び種類	有 鉛、水銀
土壌汚染に係る過去の調査の結果	有無		有
	実施時期	平成21年5月～7月	
	調査対象物質	第一種、第二種特定有害物質	
	指定基準超過物質	フッ素、鉛	
	汚染範囲	別紙〇のとおり	
	汚染の除去等の措置の状況	掘削除去済み	
	調査実施機関	株式会社〇〇〇 (指定番号0000-0-000)	

(参考様式1)

令和 年 月 日

土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染状況調査及び汚染の除去等の措置に関する土地所有者等への確認について

大阪府知事（政令市長・権限移譲市町村長） 様

土地の形質の変更者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり土地の所有者等に対して説明し、確認しています。

記

1 土地の所在地

2 土地の所有者等の住所及び氏名

住所：

氏名：

3 説明内容

- (1) 上記1について、土壤汚染対策法（以下「法」）に基づく「一定規模以上の土地の形質の変更の届出」、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」）に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告」を行うこと。
- (2) (1)を行うに当たり、以下について土地の所有者等が実施する必要があること。
 - ア 有害物質の使用等の可能性が認められた場合に実施する「土壤汚染状況調査」
 - イ 基準に適合しない土壤汚染があり、かつ人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合の「汚染の除去等の措置」

(参考様式2)

令和 年 月 日

土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく土壤汚染状況調査及び汚染の除去等の措置に関する土地所有者等への確認について

大阪府知事（政令市長・権限移譲市町村長） 様

土地の形質の変更者

住所

氏名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

下記のとおり土地の所有者等に対して説明し、確認しています。

記

1 土地の所在地

別紙のとおり

2 土地の所有者等の住所及び氏名

別紙のとおり

3 説明内容

(1) 上記1について、土壤汚染対策法（以下「法」）に基づく「一定規模以上の土地の形質の変更の届出」、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「条例」）に基づく「土地の利用履歴等調査結果報告」を行うこと。

(2) (1)を行うに当たり、以下について土地の所有者等が実施する必要があること。

ア 有害物質の使用等の可能性が認められた場合に実施する「土壤汚染状況調査」

イ 基準に適合しない土壤汚染があり、かつ人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合の「汚染の除去等の措置」

(参考様式2 (別紙))

土地の所在地	土地の所有者等の住所及び氏名
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：
	住所： 氏名：

(参考様式3)

土地の所有者等の同意書

土地の形質変更の実施者 _____ 殿

(土地形質変更実施者) _____ が実施する、
別添に示す土地の形質変更行為及び土壌汚染状況調査の実施・結果の提出については異議がない
ので同意します。

土地の所在 及び地番	地目	地積	所有者等の住 所及び氏名	同意年月日 同意印	所有者等の有する 土地の掘削等に関する権原 (該当するものに○を付す。)
				. .	1 所有権 2 その他 (内容：)
				. .	1 所有権 2 その他 (内容：)
				. .	1 所有権 2 その他 (内容：)
				. .	1 所有権 2 その他 (内容：)
				. .	1 所有権 2 その他 (内容：)

- 備考1. 「土地の所有者等」には、土地の所有者者、または土地の管理及び使用収益に関する契約関係、管理の実態等からみて土地の掘削等を行うために必要な権原を有する者が該当する。
2. 1人毎に同意書を取った場合は、同意印の欄に「別紙」と記入し、当該同意書を添付すること。
 3. この用紙は権利者の同意のみに使用すること。
 4. 1欄一筆毎に使用すること。
 5. 別添として、土地の形質変更の内容を示す資料(図面等)を添付すること。
 6. 自署の場合は同意印不要。自署でない場合は、同意印の押印又は土地の所有者等との問題が発生した場合に土地の形質変更実施者が全て責任をもって対処することを申し出る書面を添付すること。

(参考様式4)

工場・事業場における管理有害物質の使用等聞き取り調査票

対象となる工場・事業所の名称及び業種	
実施日	
ヒアリング実施者	
ヒアリング対象者の役職・氏名等	
ヒアリング対象者の選定理由	
ヒアリング内容	ア 主な製造製品及び製造工程
	イ 管理有害物質の種類
	ウ 管理有害物質の取り扱い状況
	エ 管理有害物質の排出状況
	オ 管理有害物質に係る事故の状況
	カ 過去の土壌汚染状況調査の実施状況
キ 自然由来汚染、埋立用材由来汚染に関する情報	

※参考資料がある場合は添付してください。

用語の解説

■ 特定有害物質

土壌に含まれることによって人の健康にかかる被害が生じるおそれがあるものとして、土壤汚染対策法施行令及び条例施行規則で定める、鉛、砒素、トリクロロエチレンなど26物質をいいます。

■ 第1種特定有害物質

特定有害物質のうち、揮発性有機化合物である次の12物質のことで。

クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン

■ 第2種特定有害物質

特定有害物質のうち、重金属等である次の9物質のことで。

カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

■ 第3種特定有害物質

特定有害物質のうち、農薬等である次の5物質のことで。

シマジン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機リン化合物

■ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称であり、物の燃焼や農薬の製造の過程で非意図的に生成し、その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっています。

■ 管理有害物質

条例では、特定有害物質26物質とダイオキシン類を加えた27物質を「管理有害物質」と定義しています。

■ 有害物質使用特定施設

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設で、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものを「有害物質使用特定施設」といいます。条例でも同じ定義です。

■ 有害物質使用届出施設

条例第49条第2項に規定する届出施設であって、特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理するものを「有害物質使用届出施設」といいます。

■ ダイオキシン特定施設

ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第2条第2項に規定する特定施設のこと、工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水若しくは廃液を排出する施設を「ダイオキシン特定施設」といいます。

■ 有害物質使用届出施設等

「有害物質使用届出施設」若しくは「ダイオキシン特定施設」のことを「有害物質使用届出施設等」といいます。

■ 土地の履歴調査

その土地が過去どのように使用されていたかを調査することをいいます。条例では土地の所有者等に、3,000㎡以上の土地の形質の変更をしようとする場合には、管理有害物質の使用等の履歴を調査し、知事に報告することを義務付けています。

ただし、軽易な行為など、除外規定として条例で定められている行為は対象とはなりません。

■ 土壤汚染状況調査

法又は条例に基づき、土壤汚染の可能性のある土地について、土壤を採取・分析し、汚染の有無を調べる調査です。法又は条例に基づく土壤汚染状況調査は、環境大臣が指定する指定調査機関により、法又は条例施行規則で定める方法により調査させなければなりません。

■ 詳細調査

土壤汚染の除去等の措置の実施に当たって、基準不適合土壤のある範囲及び深さについて把握するための調査です。土壤汚染状況調査の方法に比べ、ボーリング調査など、より詳細な方法で実施します。具体的な方法は、環境省の「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」に記載されています。

■ 認定調査

要措置区域・要措置管理区域等から土壤を搬出する際、当該搬出行為について搬出前の届出、運搬基準の遵守、汚染土壤処理施設への搬入、管理票の交付などの搬出に係る規制が適用されますが、法又は条例で定める方法で調査を行うことにより、これらの搬出に係る規制が適用されなくなります。この法又は条例で定める方法の調査を「認定調査」といいます。

土壤汚染対策法に基づき指定を受けた区域からの搬出土壤については、原則として25種のすべての特定有害物質について、土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合することを確認する必要があります。

掘削前にボーリング調査を行う「掘削前調査」と、掘削後の土壤に対して行う「掘削後調査」があります。

■ 指定基準

指定基準は、当該土地が管理有害物質によって汚染されているかどうかを判断するための基準で、法及び条例に規定しています。知事は、指定基準に適合しないと認める場合には、法又は条例により、当該土地の区域を「要措置区域」「要措置管理区域」又は「形質変更時要届出区域」「要届出管理区域」として指定することになります。

■ 要措置区域・要措置管理区域

土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染状態が指定基準に適合せず、かつ、土壤の特定有害物質・管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合には、知事は、その土地の区域を、特定有害物質・管理有害物質によって汚染され、かつ、直ちに汚染の除去等の措置が必要な区域として、法に基づき「要措置区域」、または条例に基づき「要措置管理区域」に指定します。

要措置区域又は要措置管理区域においては、土地の形質変更は原則禁止となります。また、知事は、要措置区域又は要措置管理区域に指定された土地の所有者に対し、汚染による人の健康に係る被害を防止するために必要な限度において、汚染の除去等の措置を講ずるよう指示します。

■ 形質変更時要届出区域・要届出管理区域

土壤汚染状況調査の結果、当該土地の土壤の特定有害物質・管理有害物質による汚染状態が指定基準に適合せず、かつ、土壤の特定有害物質・管理有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない場合には、知事は、その土地の区域を、当該土地の形質の変更時に届出が必要な区域として、法に基づき「形質変更時要届出区域」、または条例に基づき「要届出管理区域」に指定します。

形質変更時要届出区域又は要届出管理区域内の土地の形質を変更しようとするときには、土地の形質の変更者は、知事にその旨を届け出る必要があります。

■ 自然由来特例区域

形質変更時要届出区域・要届出管理区域のうち、第二種特定有害物質（シアン化合物を除く。）による汚染状態が専ら自然的条件からみて土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地のことをいいます。自然由来特例区域に該当する場合は、法又は条例に基づき区域指定を行う際、指定区域台帳にその旨が記載されます。

自然由来特例区域において土地の形質変更を行う場合は、帯水層へ汚染拡散を招かない施工方法（準不透水層まで遮水構造物を設ける等の方法）を取る必要がありません（下位帯水層まで施工する場合を除きます）。

■ 埋立地特例区域

形質変更時要届出区域・要届出管理区域のうち、昭和52年以降に公有水面埋立法による埋立て又は干拓事業により造成された土地であり、かつ、専ら埋め立て用材料により当該区域内の汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合しない土地のことをいいます。埋立地特例区域に該当する場合は、法又は条例に基づき区域指定を行う際、指定区域台帳にその旨が記載されます。

埋立地特例区域において土地の形質変更を行う場合は、帯水層へ汚染拡散を招かない施工方法（準不透水層まで遮水構造物を設ける等の方法）を取る必要がありません（下位帯水層まで施工する場合を除きます）。

■ 埋立地管理区域

形質変更時要届出区域・要届出管理区域のうち、以下のいずれかに該当する土地のことをいいます。

- ① 公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、かつ、都市計画法に規定する工業専用地域内にある土地
- ② 公有水面埋立法に基づく埋立て又は干拓により造成された土地であり、①と同等以上に将来にわたって地下水が飲用に供されない可能性が高いと認められる土地

埋立地管理区域に該当する場合は、法又は条例に基づき区域指定を行う際、指定区域台帳にその旨が記載されます。

埋立地特例区域において土地の形質変更を行う場合は、帯水層へ汚染拡散を招かない施工方法については、遮水構造物を設ける方法以外に、地下水位を管理して施工する方法、又は地下水質を監視して施工する方法を取ることが出来ます。

■ 含有量基準

直接摂取によるリスクの観点から、特定有害物質・管理有害物質のうち、第2種特定有害物質とダイオキシン類に設けられている基準で、土壤に含まれる管理有害物質の量の基準です。

■ 溶出量基準

地下水の摂取によるリスクの観点から設定された基準で、特定有害物質すべてに設けられています。土壤に水を加えたときに溶出する特定有害物質の量の基準です。

■ 第2溶出量基準

第2溶出量基準は溶出量基準の10倍～30倍に設定されており、地下水摂取によるリスクに係る汚染の除去等の措置を選択する際の判断基準となるものです。